

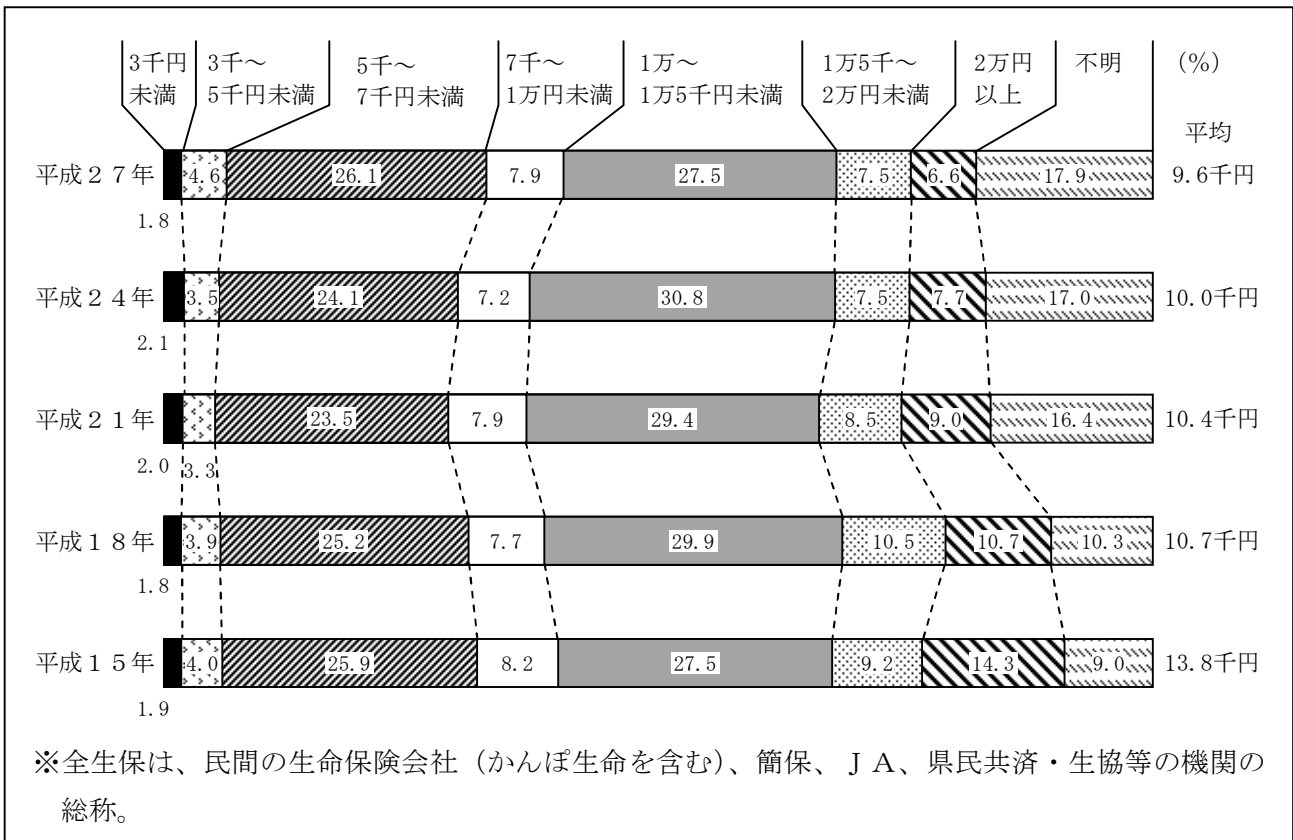
問 1

生命保険に関する保障ニーズや法令、制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

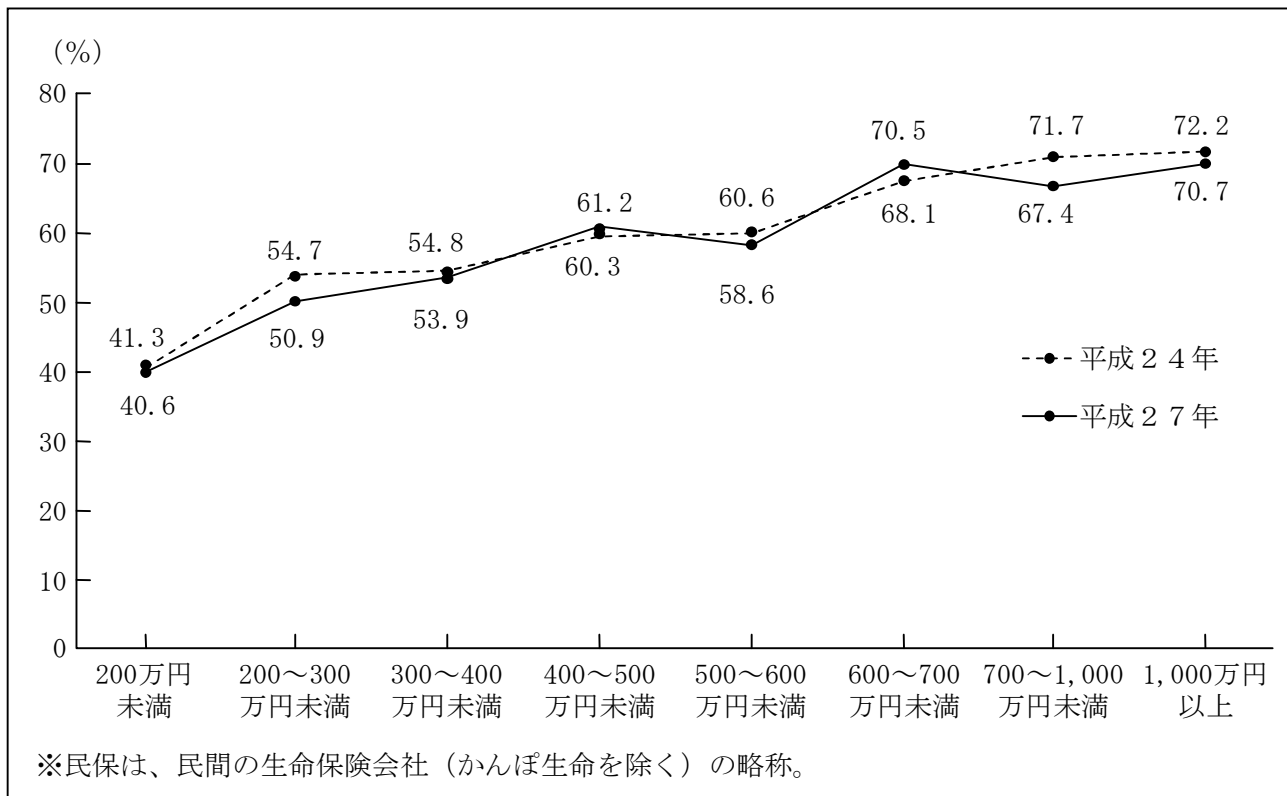
(問題 1)

(設問A) 下記<資料1><資料2>は、生命保険文化センターが行った「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」における保険の加入状況に関する調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料1> 世帯主の疾病入院給付金日額（全生保）



<資料2>ガン保険・ガン特約の世帯加入率（世帯年収別）（民保加入世帯ベース）



（出所）生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」を基に作成

1. <資料1>からは、疾病入院給付金日額の平均は、平成15年以降低下が続いていることが分かる。
2. <資料1>からは、平成27年の疾病入院給付金日額「1万5千～2万円未満」と「2万円以上」を合わせた割合が平成15年から10ポイント以上低下していることが分かる。
3. <資料2>からは、平成27年は世帯年収「600～700万円未満」および「1,000万円以上」の世帯では、世帯加入率が7割を超えていることが分かる。
4. <資料2>からは、世帯年収が高いほど世帯加入率はおおむね高くなる傾向にあることが分かる。

(問題2)

(設問B) 生命保険契約者保護機構に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. すでに年金支給が開始された個人年金保険についても、生命保険契約者保護機構の補償対象とされる。
2. 日本で事業を行う外国生命保険会社も、国内生命保険会社と同様に生命保険契約者保護機構に加入しなければならない。
3. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻した時点の補償対象契約の保険金・給付金の90%（高予定利率契約を除く）までが補償される。
4. 2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができないときは、国会審議を経て国から生命保険契約者保護機構に対して補助金を交付することができる。

(問題3)

(設問C) 少額短期保険業制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、激変緩和措置は考慮しないものとする。

1. 少額短期保険業者が取り扱う保険契約では、保険期間に上限が設けられており、生命保険・医療保険は1年、損害保険は2年となっている。
2. 少額短期保険業者が取り扱う生命保険の死亡保険金には、相続税の死亡保険金の非課税金額の適用はない。
3. 少額短期保険業者が取り扱う保険契約については、所得税法上の生命保険料控除や地震保険料控除は適用されない。
4. 少額短期保険業者が1被保険者について引き受けることができる保険金額の合計額は、1,000万円が上限（低発生率保険は除く）となっている。

(問題4)

(設問D) 生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払い等の保険関係の収支と利息や配当金等の運用関係の収支からなる、期間損益の状況を表す指標である。
2. 責任準備金とは、将来の保険金等の支払いに備え、保険料の一部を積み立てておき、保険金等を安定的に支払えるように準備する金額のことである。
3. 標準利率とは、生命保険会社が責任準備金計算の基礎となる予定利率を決める際の基準となる数値で、金融庁が定める。
4. 格付けとは、生命保険会社の財務健全性や収益力などを格付機関が総合評価し、記号化したものである。格付けの対象項目や定義・記号は、各格付機関とも共通のものを使用している。

(問題5)

(設問E) Q A生命保険会社の生命保険募集人（以下「募集人」という）が行った次の募集行為における顧客への説明について、保険業法第300条に定める「保険契約の締結等に関する禁止行為」に該当しないものはどれか。なお、記載のない事項は考慮しないものとする。

1. 学資保険の契約時の説明において、顧客から募集人が初回保険料の立替えを依頼されたため、「立て替えた分を、後日お支払いいただくのであれば問題ありませんので、お受けできます」と答えた。
2. 外貨建保険の契約時の説明において、顧客から募集人が将来の元本割れの可能性を聞かれたため、「今の為替相場の状況であれば、将来元本割れする可能性は限りなくゼロに近いのでまったく心配ありません」と答えた。
3. 終身保険の契約時の説明において、顧客から募集人が生命保険会社が求めたガンの既往歴の告知の必要性を聞かれたため、「2年前に発症していても、現在、完治しているのであれば、告知書に書く必要はありません」と答えた。
4. 定期保険（毎年配当型）の契約時の説明において、顧客から募集人が将来の契約者配当について聞かれたため、「毎年の決算の結果により利益が生じない場合もあるため、毎年必ず契約者配当が出るとはお約束できません」と答えた。

問2

生命保険等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題6)

(設問A) 吉田さんが平成29年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。吉田さんの平成29年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料払込方法	払込保険料		備考
①	定期保険	平成20年	年払い	年間保険料	36,000円	
②	個人年金保険	平成20年	年払い	年間保険料	60,000円	注1
③	総合医療保険	平成28年	年払い	年間保険料	60,000円	注2
④	終身保険	平成29年	一時払い	一時払保険料	2,000,000円	

(注1) 税制適格特約付個人年金保険ではない。

(注2) 契約転換制度を利用して加入した契約であり、転換価格が保険料払込期間にわたり毎年の保険料に充当される仕組みとなっている。なお、払込保険料とは別に毎年の保険料に充当される金額は、30,000円である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 84,000円
2. 89,000円
3. 110,500円
4. 120,000円

(問題7)

(設問B) 所得税の医療費控除に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 平成29年12月に入院し、平成30年1月に退院した場合において、入院に要した医療費を平成30年1月に支払ったときは、支払った医療費の全額が平成30年分の医療費控除の対象となる。
2. 医療費を補てんする保険金等の額が、確定申告書を提出する時まで確定していない場合は、補てんされる保険金等の見込額に基づき、医療費控除の金額を計算する。
3. 総所得金額が500万円の人が支払った医療費控除の対象となる医療費の額が42万円、医療費を補てんする保険金等の額が23万円の場、所得税の医療費控除の金額は9万円となる。
4. 視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用は、医療費控除の対象となる医療費に含まれない。

(問題8)

(設問C) 橋口さんが平成29年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。平成29年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④はいずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	養老保険 (保険期間15年)	橋口さん本人	橋口さん 本人	満期 保険金	200万円	210万円 (一時払い)	注1
②	終身保険 (払込期間20年)	橋口さん本人	橋口さん 本人	解約 返戻金	130万円	150万円 (年払い)	注2
③	定期保険 (払込期間10年)	橋口さん本人	橋口さん 本人	解約 返戻金	2万円	18万円 (年払い)	注3
④	養老保険 (払込期間20年)	橋口さん本人	橋口さん 本人	満期 保険金	300万円	250万円 (年払い)	

(注1) 平成28年中に保険金額を300万円から100万円減額し200万円とした際、その返戻金として90万円を受け取っている。

(注2) 加入してから15年後に解約した。なお、支払保険料150万円には、保険料振替貸付制度による貸付金が50万円含まれており、解約返戻金額から貸付金の元利金合計額60万円（元金50万円、利息10万円）が差し引かれ、残金の130万円を受け取っている。

(注3) 加入してから5年超経過後に解約した。

1. 15万円
2. 42万円
3. 47万円
4. 52万円

(問題9)

(設問D) 牧村さん(67歳・男性)の平成29年分の収入は、下記<資料>のとおりである。牧村さんの平成29年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとし、計算結果については万円未満の端数は切り捨てること。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金+老齢基礎年金：100万円
- ② 企業年金：120万円
確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、牧村さんは掛金を負担していない。
- ③ 個人年金保険：102万円(内訳：基本年金および増額年金100万円、配当2万円)
牧村さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳だった。
(10年保証期間付終身年金 既払込正味保険料総額890万円)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円

<余命年数表(抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

- 1. 155万円
- 2. 156万円
- 3. 175万円
- 4. 205万円

(問題10)

(設問E) 高倉祐也さん(48歳・以下「祐也さん」という)は妻の由美さんを交通事故で亡くした後、由美さんが被保険者となっていた収入保障保険から、収入保障年金を受け取っている。祐也さんがその保険から得た平成29年分の収入は、下記<資料>のとおりである。祐也さんの平成29年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、計算結果については千円未満の端数は切り捨てることとし、他に雑所得はないものとする。

<資料>

[契約内容]

保険種類：収入保障保険

契約形態：保険契約者(保険料負担者)・収入保障年金受取人＝高倉祐也
被保険者＝高倉由美

収入保障年金額：120万円(内訳：年金120万円、配当0円)

年金受取期間：15年

死亡時までの既払込正味保険料総額：54万円

年金支給開始日における祐也さんの年齢：45歳

<余命年数表(抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
40歳	36年	41年	46歳	31年	36年
41	35	40	47	30	35
42	34	39	48	29	34
43	33	38	49	28	33
44	32	37	50	27	32
45	32	36	51	26	31

1. 116.4万円
2. 117.6万円
3. 118.3万円
4. 118.8万円

問3

柴田洋太さん（以下「洋太さん」という）は、個人事業主として飲食店を経営しています。自営業者の保障等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

夫：柴田 洋太 43歳（昭和49年10月12日生）自営業（国民年金第1号被保険者）
妻：史恵 38歳（昭和54年 6月 7日生）会社員
長女：沙織 10歳（平成19年 9月25日生）小学生
長男：亮太 6歳（平成23年 5月20日生）幼稚園児

[状況等]

- ・ 洋太さんは平成17年に史恵さんと結婚した。
- ・ 洋太さんは28歳の時から個人事業主として飲食店を経営しており、国民年金保険料の未納期間はない。

(問題11)

(設問A) 洋太さんが老後の生活資金を準備する手段として関心をもっている個人型確定拠出年金、国民年金基金、小規模企業共済に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 小規模企業共済は、いわば個人事業主および小規模法人の役員の退職金制度であり、掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
2. 個人型確定拠出年金は、自分で運用先を選択し、掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
3. 国民年金基金は、1口目は必ず終身年金を選択し、掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
4. 国民年金基金と個人型確定拠出年金の両方に加入する場合、拠出できる掛金の上限は合わせて月額68,000円となっている。

(問題 12)

(設問B) 洋太さんは、現在経営している飲食店を将来は法人組織（法人名は株式会社KU社、以下「KU社」という）とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりにKU社名義に変更する予定である。名義変更時には、個人から法人が契約の権利を買い取る方法と、個人から法人が契約の権利を無償で譲り受ける方法がある。名義変更時のKU社の経理処理として、最も適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：定期保険特約付終身保険

契約形態：保険契約者・死亡保険金受取人＝KU社

被保険者＝柴田洋太（代表取締役）

[名義変更時]

- ① 既払込保険料：180万円（内訳：主契約110万円、定期保険特約70万円）
- ② 解約返戻金：88万円（次の③の金額は含まず、④の金額は含む）
- ③ 配当金・積立配当金等精算額：5万円
- ④ 契約者貸付元利金合計額：38万円

1. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	88万円	借入金	38万円
配当金積立金	5万円	雑収入	55万円

2. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	88万円	雑収入	93万円
配当金積立金	5万円		

3. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	110万円	借入金	38万円
配当金積立金	5万円	現金・預金	77万円

4. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	126万円	借入金	38万円
配当金積立金	5万円	現金・預金	93万円

(問題 1 3)

(設問C) 洋太さんは<資料 1>の生命保険に加入している。平成 2 9 年 1 1 月に病気により洋太さんの余命が 6 ヶ月以内と判断されたときのリビング・ニーズ特約に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料 2>に基づくこと。また、保険料払込期間中で、保険料の振替貸付（自動振替貸付）および保険契約者に対する貸付け（契約者貸付）はなく、免責事由には該当しないものとする。

<資料 1 >

[5 年ごと利差配当付定期保険特約付終身保険]	
契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝柴田洋太	
死亡保険金受取人＝柴田史恵	
保険金等：終身保険金 2 0 0 万円	
定期保険特約（6 0 歳満了） 3, 8 0 0 万円	
医療保険特約 入院給付金日額 5, 0 0 0 円	
リビング・ニーズ特約	

<資料 2 >

[リビング・ニーズ特約（抜粋）]			
第 1 条－省略－			
第 2 条（特約保険金の支払い）			
1. 会社は、次の表および本条の 2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第 3 条）に該当するときは支払いません。			
	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金額	受取人
特約 保険金	被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から 6 ヶ月間の指定保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から 6 ヶ月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金 受取人
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。			
項目	内容		
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時（* 1）前 1 年以内であるときは、特約保険金を支払いません。		

(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険証券に裏書します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(* 1) 主契約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。

(2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

★ 指定保険金額は、対象となる死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度とします。ただし、当社は将来この限度額を変更することがあります。

第3条—省略—

第4条 (特約の保険料の払込み)

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条～第9条—省略—

第10条 (特約の消滅)

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払い、夫婦年金支払いまたは介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

1. 指定保険金額として500万円を指定し特約保険金を受け取った場合でも、再度2,500万円を上限に特約保険金を請求できる。
2. 特約保険金は、死亡保険金受取人である史恵さんが受け取ることができる。
3. 指定保険金額として500万円を指定し特約保険金を受け取った場合、指定保険金額を差し引いて継続する保険金については、保険料の払込みが必要となる。
4. 指定保険金額として500万円を指定し特約保険金を請求した場合、実際に受け取る金額は、請求日から6ヵ月間の指定保険金額500万円に対応する利息を差し引いた金額となる。

(問題 1 4)

(設問D) 洋太さんが平成29年11月27日に死亡した場合、妻の史恵さんが受給する公的年金の遺族年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、洋太さんの死亡時の史恵さんの前年の年収は650万円であり、子ども2人は障害者に該当せず、史恵さんと生計を同じくするものとする。また、その他の記載のない要件は満たしているものとする。

1. 洋太さんは、死亡日の直前に保険料納付期間が3年以上あるので、史恵さんは死亡一時金を受け取ることができる。
2. 史恵さんが現時点で受給する遺族基礎年金の額は、基本年金額779,300円に2人分の子の加算額を加算したものとなる。
3. 史恵さんは、会社員として働いているが前年の年収が650万円であるため、遺族基礎年金を受け取ることができる。
4. 史恵さんが遺族基礎年金を受給することができるのは、亮太さんが18歳に達した日の属する年度の末日までである。

(問題 1 5)

(設問E) 妻の史恵さんは、下記<資料>のRN生命保険会社の引受基準緩和型終身医療保険に加入することを検討している。下記<資料>の引受基準緩和型終身医療保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

【引受基準緩和型終身医療保険】

○お申込みにあたっての告知事項は3つです。

以下の3つの告知項目のお答えが、すべて「いいえ」なら、お申込みいただけます。

「高血圧や糖尿病などで保険加入を断られた方」「通院中・服薬中の方」もお申込みできます。

1	過去5年以内に、ガン・肝疾患・精神疾患・腎疾患で、入院したこと、または手術を受けたことがありますか。	はい いいえ
2	最近3ヵ月以内に受けた医師の診察または検査で、入院または手術をすすめられたことがありますか。	はい いいえ
3	過去2年以内に、上記1以外の病気やケガで入院したこと、または手術を受けたことがありますか。※告知項目3が「はい」の場合でも、その内容によってはお引受けできる場合があります。	はい いいえ

※健康状態のほか、職業、RN生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

※本商品は健康状態の不安などを抱えている方もご加入しやすいように、告知項目を限定し引受基準を緩和しています。このため、RN生命の医療保険および医療保険に付加できる特約に比べて保険料が割増しされています。

※責任開始時前に発病した疾病を原因とする場合についても、責任開始期以後にその症状が悪化したことなどにより初めて入院などをした場合は給付金のお支払い対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていた場合はお支払いの対象にはなりません。

※本商品は以下の保障について給付金のお支払額が50%に削減される「支払削減期間」を設けております。削減期間は契約日からその日を含めて1年以内になります。

『支払削減期間の対象保障』主契約、手術保障特約（引受基準緩和型）

※先進医療特約（引受基準緩和型）には、支払削減期間はありません。

<保障内容>

保険期間・保険料払込期間：終身（先進医療特約〈引受基準緩和型〉は10年更新）

入院	病気やケガで入院された場合	終身医療保険 (引受基準緩和型) 60日型	疾病入院給付金 災害入院給付金 1日につき	1年目 5,000円
			(疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ1回の入院につき60日、通算1,095日が支払い限度日数となります)	2年目以降 10,000円
手術	所定の手術を受けられた場合	手術保障特約 (引受基準緩和型)	手術給付金 1回につき	1年目 【入院中】5万円 【外来】2.5万円
			入院中の手術とは主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払い対象となる入院中などに受けた手術のことです。	2年目以降 【入院中】10万円 【外来】5万円
先進医療	先進医療による療養を受けられた場合	先進医療特約 (引受基準緩和型)	先進医療給付金 通算支払限度2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額

※疾病入院給付金・災害入院給付金は重複してお支払いしません。

○このパンフレットに記載されているプランには、死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金・配当金はありません。

- 健康状態についての詳細な告知をすることにより、保険料の割増しが無い終身医療保険に加入できる場合があるので、引受基準緩和型終身医療保険への加入に際しては、保険料の割増しが無い終身医療保険も併せて検討することが望ましい。
- 契約から1年超経過後に、契約後に発病した病気で継続して90日間入院した場合、受け取ることができる疾病入院給付金の合計額は60万円となる。
- 先進医療の保障については、契約後1年以内に先進医療の療養を受け、その技術料で356万円かかった場合であっても50%に削減されることなく、先進医療に係る技術料の全額を受け取ることができる。
- 契約から1年以内に、主契約の疾病入院給付金の支払い対象となる入院をして、約款所定の手術を受けた場合、手術保障特約（引受基準緩和型）から手術給付金を10万円受け取ることができる。

問 4

非上場の株式会社HX社（以下「HX社」という）の代表取締役社長である東根浩一郎さん（57歳・以下「浩一郎さん」という）は、自分が在職中や勇退後に受け取ることができる年金および法人加入の生命保険を活用した退職金の準備について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種 : 製造業

設立 : 平成2年10月

従業員数 : 30名

※浩一郎さんの長男猛男さん（30歳）は、取締役営業部長として在籍している。

※浩一郎さんは、65歳をめどに代表取締役社長のポストを長男に譲り、代表権のない会長として引き続き在籍したいと考えている。

[HX社が現在加入している生命保険]

	契約①	契約②
保険種類	低解約返戻金型終身保険 (無配当)	通増定期保険 (無配当)
保険契約者・保険金受取人	HX社	HX社
被保険者	浩一郎さん	浩一郎さん
契約日	平成19年8月1日	平成24年9月1日
契約年齢 (被保険者の年齢)	47歳	52歳
保険料払込期間	20年満了 (全期型)	73歳満了 (全期型)
保険金額	3,000万円	5,000万円
年払い保険料	120万円	300万円

(問題 16)

(設問A) CFP[®]認定者は、浩一郎さんの老後の生活資金準備のために、個人年金保険についてアドバイスした。個人年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 10年保証期間付終身年金の保証期間内に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の年金現価を、相続人が一括で受け取ることができる。
2. 一時払いの変額個人年金の場合は、運用実績次第で、年金受取総額や解約返戻金が払い込んだ一時払い保険料を下回る可能性がある。
3. 一時払いの変額個人年金の場合は、特別勘定のファンド間の資金移動時や分配金の割当て時の課税が、年金受取時まで繰り延べられる。
4. 10年確定年金の場合は、契約時点で、基本年金額に増額年金と増加年金を加えた年金受取額が確定している。

(問題 17)

(設問B) HX社は、浩一郎さんが勇退する際には、現在加入している低解約返戻金型終身保険（無配当）の保険契約者をHX社から浩一郎さんに名義変更して、役員退職慰労金の一部として現物支給する予定である。この現物支給に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、その他の記載のない要件は満たしているものとする。

名義変更の際のHX社の経理処理において資産から取り崩す額は、（ア）である。低解約返戻金期間中に名義変更し（ア）より解約返戻金額が少ない場合、その差額は（イ）となる。浩一郎さんにとっては、低解約返戻金期間中に退職して名義変更した方が、解約返戻金額が少なくなることから、HX社から受け取ることができる役員退職慰労金額と解約返戻金額の差額が（ウ）なる。

1. (ア) 保険料積立金額 (イ) 雑損失 (ウ) 多く
2. (ア) 保険料積立金額 (イ) 雑収入 (ウ) 少なく
3. (ア) 保険金額 (イ) 雑収入 (ウ) 少なく
4. (ア) 保険金額 (イ) 雑損失 (ウ) 多く

(問題 18)

(設問C) HX社は、現在加入している逡増定期保険(無配当)について、浩一郎さんが65歳のときに勇退する際に解約して解約返戻金3,800万円を受け取り、役員退職慰勞金の原資の一部とする予定である。解約返戻金受取時のHX社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は14年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。

<参考>逡増定期保険の保険料の取扱い

	対象となる保険契約	前半6割の期間	備考
①	保険期間満了時の被保険者の年齢45歳超	1/2 損金算入 1/2 資産計上	②③に該当するものを除く
②	保険期間満了時の被保険者の年齢70歳超かつ 契約年齢+保険期間×2>95	1/3 損金算入 2/3 資産計上	③に該当するものを除く
③	保険期間満了時の被保険者の年齢80歳超かつ 契約年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上	

1.	借方	貸方
	現金・預金 3,800万円	前払保険料 1,400万円 雑収入 2,400万円
2.	借方	貸方
	現金・預金 3,800万円	前払保険料 1,800万円 雑収入 2,000万円
3.	借方	貸方
	現金・預金 3,800万円	前払保険料 1,868万円 雑収入 1,932万円
4.	借方	貸方
	現金・預金 3,800万円	前払保険料 2,100万円 雑収入 1,700万円

問5

大津善史さん（以下「大津さん」という）は、下記＜資料＞の生命保険に加入することを検討しています。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜資料＞

【5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款（抜粋）】

第1条～第2条 ー省略ー

第3条 死亡保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき（*1）	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時（*2）の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱（*3）

② 死亡保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

- 被保険者が死亡保険金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
 - ア. その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
 - イ. 死亡保険金額の全額からアの支払われない死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 - ウ. アの支払われない死亡保険金の部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金（*4）を保険契約者に支払います。
- 当社は、高度障害保険金（第4条）が支払われた場合には、その後に死亡保険金の請求を受けても、これを支払いません。

（第3条 備考）

- （*1）被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- （*2）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第13条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、保険金の増額分については第29条（延長定期保険または払済保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。
- （*3）被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- （*4）当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第4条 高度障害保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって高度障害保険金を支払います。

種類	支払事由 (高度障害保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても高度障害保険金を支払わない場合)
高度障害保険金	被保険者が、責任開始時（*1）以後に発病した疾病（*2）または発生した傷害によって身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したとき（*3）	死亡保険金額と同額	被保険者（*4）	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 戦争その他の変乱（*5）

- ② 高度障害保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約は、被保険者が身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
 2. 当社は、高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金を支払いません。
 3. 被保険者が、責任開始時（*1）前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結、復活（第13条）または復旧（第29条）の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

（第4条 備考）

- （*1）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第13条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、保険金の増額分については、第29条（延長定期保険または払済保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。
- （*2）「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 - （1）被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 - （2）被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 - （3）被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時
- （*3）責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。
- （*4）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- （*5）被保険者が戦争その他の変乱によって身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条～第8条 一省略一

第9条 保険料の払込み

① 保険料払込の保険料期間、払込期月、および猶予期間は次表のとおりとします。

保険料払込方法 (回数)	保険料期間	払込期月	猶予期間
新年掛	契約日または年単位の契約 応当日（*1）から次の年 単位の契約応当日の前日ま で	契約日または年単位の契 約応当日の属する月の1 日から末日までの期間	払込期月の翌月1日 から翌々月の契約応 当日まで（*2）
新半年掛	契約日または半年単位の契 約応当日から次の半年単位 の契約応当日の前日まで	契約日または半年単位の 契約応当日の属する月の 1日から末日までの期間	
月掛	契約日または月単位の契約 応当日から次の月単位の契 約応当日の前日まで	契約日または月単位の契 約応当日の属する月の1 日から末日までの期間	払込期月の翌月1 日から末日まで

- ② 保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法（経路）（第10条）にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。
- ③ 第2回以後の保険料がその払込期月の契約応当日（*1）の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（*3）に払い戻します。
- ④ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、保険料払込方法（回数）に応じて、次のとおり取り扱います。

保険料払込方法 (回数)	すでに払い込まれた保険料の取扱い
新年掛	保険契約が消滅した日または保険料の払込みを要しなくなった日後、最初に到来する月単位の契約応当日（*1）から保険料期間の末日までの月数に対応する、当会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者（*3）に払い戻します。なお、保険料の払込みが免除された後に保険契約が消滅したときは、この取扱いはありません。
新半年掛	
月掛	

(第9条 備考)

(*1) 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

(*2) 払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

(*3) 保険金を支払うときはその保険金の受取人とします。

第10条～14条 一省略一

第15条 保険料の自動振替貸付

- ① 第2回以後の保険料が払い込まれないままで猶予期間（第9条第①項）が経過した場合でも、次表の貸付金額と利息との合計額が返戻金（第25条）の額（*1）をこえない間は、当会社は、次表に定めるところによる自動振替貸付を行ない、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いはしません。

貸付金額	【保険料払込方法（回数）が新年掛および新半年掛の場合】
	払い込むべき保険料相当額
貸し付けの時期	【保険料払込方法（回数）が月掛の場合】
	払い込むべき月以後6ヵ月分の保険料相当額
保険料への充当	貸付金は払込期月が到来するごと（*3）に保険料の払込みに充当します
利息	利率
	計算方法
	元本への組み入れ

- ② 次表に定める起算日から6ヵ月以内に、保険料に充当した貸付金相当額が払い込まれた場合は、自動振替貸付をしなかったものとして扱います。

保険料払込方法（回数）	起算日
新年掛および新半年掛	払い込むべき保険料の払込期月中の契約応当日（*4）
月掛	6ヵ月分保険料のうちの最初の保険料の払込期月の1日

- ③ 本条の自動振替貸付が行なわれた場合でも、払い込むべき保険料（*2）の猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内であれば、保険契約者は、次のいずれかを選択することができます。この場合には、当会社は、自動振替貸付をしなかったものとしてその選択による取扱いをします。

1. 第23条（保険契約の解約）
2. 第26条（5年ごと利差配当付養老保険への変更）
3. 第27条（延長定期保険への変更）
4. 第28条（払済保険への変更）
5. 第32条（保険金の減額）

(第15条 備考)

- (*1) 第①項の保険料が払い込まれたものとして計算し、また、すでに貸付金(本条・第34条)がある場合には、その元利合計額を差し引いた残額とします。
- (*2) 保険料払込方法(回数)が月掛の場合は、6ヵ月分保険料のうちの最初の保険料とします。
- (*3) 貸し付けたときにすでに払込期月が到来している未払込保険料については、貸し付けたときと同時とします。
- (*4) 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第16条～第18条 一省略一

第19条 告知義務

当会社が、保険契約の締結、復活(第13条)または復旧(第29条)の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者(*1)は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(第19条 備考)

- (*1) 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第20条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者(*1)が、故意または重大な過失によって、第19条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けて保険契約(*2)を解除することができます。
- ② 当社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約(*2)を解除することができます。この場合には、保険金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに保険金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定による保険契約(*2)の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当社は、保険契約を解除した場合に、返戻金(第25条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

(第20条 備考)

- (*1) 満15歳未満のときはその親権者を含みます。
- (*2) 復旧(第29条)の場合は、保険金の増額分をいいます。

第21条 保険契約を解除できない場合

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第20条(告知義務違反による解除)の規定による保険契約(*1)の解除をすることができません。
 1. 当社が、保険契約(*1)の締結、復活(第13条)または復旧(第29条)の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者(*2)が告知(第19条)をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者(*2)に対し、告知(第19条)をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、保険契約の締結、復活(第13条)または復旧(第29条)後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき
 5. 保険契約が責任開始時(*3)の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。

ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合

イ. 責任開始時前に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合

- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者（*2）が、第19条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（第21条 備考）

（*1）復旧（第29条）の場合は、保険金の増額分をいいます。

（*2）満15歳未満のときはその親権者を含みます。

（*3）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第13条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、保険金の増額分については第29条（延長定期保険または払済保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。

第22条～第35条 一省略一

第36条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

- ① 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第37条 遺言による死亡保険金受取人の変更

- ① 第36条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当社の定める書類を当社に提出してください。

第38条 死亡保険金受取人の死亡

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第39条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。

以下 一省略一

（別表1）対象となる不慮の事故 一省略一

（別表2）身体障害表 一省略一

(問題19)

(設問A) 大津さんが加入を検討している生命保険の死亡保険金等の支払いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料>を参照すること。

1. 被保険者が保険契約の復活が行われた年の翌年に自殺をした場合、保険契約の契約日から3年超経過していても、死亡保険金は支払われない。
2. 死亡保険金受取人が2人おり、1人の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合は、もう1人の死亡保険金受取人に死亡保険金の全額が支払われる。
3. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、死亡保険金受取人が保険契約者と同一人でないときは、保険契約者に積立金が支払われる。
4. 被保険者が約款所定の第1級の障害状態になったが高度障害保険金を請求する前に被保険者が死亡したため死亡保険金受取人が死亡保険金の請求を行った場合、高度障害保険金が支払われる。

(問題20)

(設問B) 大津さんが加入を検討している生命保険に以下の条件で加入した場合の保険料の払込みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、<資料>を参照すること。

<加入条件>

契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝大津さん
 死亡保険金受取人＝大津さんの妻
 契約日：2017年11月30日
 保険料払込方法（回数）：新年掛

1. 第2回目以降の保険料は、毎年11月1日から11月30日までの間に支払う。
2. 保険料払込期月内に保険料が支払われなかった場合、12月1日から翌年1月30日までが猶予期間になる。
3. 2018年11月15日に第2回保険料を支払い、2018年11月25日に大津さんが死亡して死亡保険金が支払われる場合、第2回保険料は死亡保険金受取人に払い戻しされる。
4. 2018年11月15日に第2回保険料を支払い、2019年7月10日に解約をした場合、7月30日から11月29日までの月数に対応する保険料が保険契約者に払い戻しされる。

(問題 2 1)

(設問C) 大津さんが加入を検討している生命保険の下記のケースにおける保険料の自動振替貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者に対する貸付（契約者貸付）はないものとする。また、解答に当たっては、＜資料＞を参照すること。

【保険料払込方法（回数）】 月掛

【支払われなかった保険料】 3月分以降

1. 猶予期間満了日時点の返戻金が3月分から6ヵ月分の保険料と利息の合計額より少ない場合でも保険料の自動振替貸付が行われることがある。
2. 保険料の自動振替貸付が行われる場合、貸し付けの時期は4月30日となり、8月分までの保険料相当額の貸し付けが行われる。
3. 保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、6月に4ヵ月分の貸付金相当額が払い込まれた場合は、自動振替貸付が行われなかったものとされる。
4. 保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、5月に保険契約を解約することはできるが、自動振替貸付が行われた3ヵ月分の保険料を支払ったうえでの取扱いとなる。

(問題 2 2)

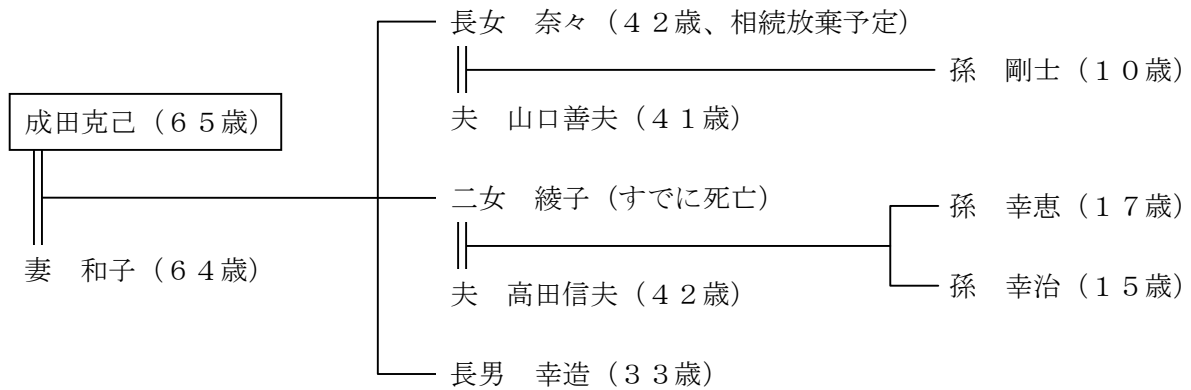
(設問D) 大津さんが加入を検討している生命保険の受取人の変更に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、＜資料＞を参照すること。

1. 死亡保険金受取人を変更するための通知が保険会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金等の請求を受けても、保険金は支払われない。
2. 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言を残すことで被保険者の同意を得なくても死亡保険金受取人を変更することができる。
3. 法令上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更する場合、遺言により指定された死亡保険金受取人が保険会社に通知しなければ保険会社に対抗できない。
4. 被保険者が死亡する以前に死亡保険金受取人が死亡していた場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる。

問6

東京都内で非上場の株式会社G T社（以下「G T社」という）を経営する成田克己さん（以下「克己さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP[®]認定者に相談をしました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ G T社は、現在、従業員20名、役員3名の非上場の株式会社で、克己さんが代表取締役社長、二女の夫の高田信夫さんが専務取締役になっている。なお、克己さんは高田信夫さんにG T社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 長女の奈々さんは、専業主婦で、夫の山口善夫さん、子の剛士さんと千葉県内にある善夫さんの自宅で生活している。奈々さんは、克己さんや高田信夫さんとの折り合いが悪く、克己さんの相続について、相続を放棄する予定である。
- ・ 二女の綾子さんは、2年前に病気で死亡している。
- ・ 長男の幸造さんは、生まれつき知的障害があり、克己さん夫婦と同居している。
- ・ 克己さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続または遺贈により財産を取得する者はいないものとする。

[克己さんの資産内容（相続税評価額であり、生命保険を除く）]

自宅（土地・建物）：5,000万円（土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額）
 G T社自社株：15,000万円
 預貯金：5,000万円
 有価証券等：5,000万円
 その他の財産：3,000万円

※克己さんの住所および保有する財産は、すべて日本国内にあるものとする。

[克己さんを被保険者として加入している生命保険契約]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	成田克己	成田克己	山口奈々	5,500万円
②			高田幸恵60% 高田幸治40%	4,500万円
③			成田幸造	2,500万円
④	GT社		GT社	8,000万円

※GT社が受け取る死亡保険金は全額死亡退職金として支払うものとする。

[GT社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に基づき、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題23)

(設問A) CFP[®]認定者が奈々さんに説明した相続放棄の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続放棄は生前からその手続きができるので、今の段階で家庭裁判所において手続きを行っておくべきである。
2. 相続放棄をすると相続財産だけでなく、生命保険金を残すこともできなくなるため、何らかの財産を渡したいのであれば、生前贈与を検討すべきである。
3. 相続放棄をすれば、奈々さんが克己さんのGT社に係る連帯保証債務を相続するという心配もなくなる。
4. 相続放棄をした者は、相続税の基礎控除を計算するうえで法定相続人の数から外れてしまうため、相続税が高くなるという問題が生じる。

(問題 2 4)

(設問B) CFP[®]認定者は、克己さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）に加えて、和子さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）についても説明し、下記の契約①～③の終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<終身保険の契約形態>

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	備考
①	成田克己	成田和子	成田克己	注1
②	成田和子	成田和子	高田幸恵	注2
③	高田幸治	成田和子	高田幸治	

(注1) 契約①に加入後、克己さんが和子さんよりも先に死亡した場合、保険契約者を和子さん、死亡保険金受取人を幸治さんに変更するものとする。

(注2) 契約②は、克己さんから和子さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により加入し、克己さんが死亡した時点より、保険契約者を幸恵さんに変更するものとする。

1. 契約①に加入後、克己さんが和子さんよりも先に死亡した場合、相続時の解約返戻金相当額が本来の相続財産として相続税の課税対象となる。
2. 契約①に加入後、克己さんが和子さんよりも先に死亡し、その後、和子さんが死亡したときに、幸治さんが受け取る死亡保険金は、克己さんが払い込んだ保険料と和子さんが払い込んだ保険料の割合に死亡保険金を按分し、克己さんが払い込んだ保険料部分が贈与税の対象、和子さんが払い込んだ保険料部分が相続税の課税対象となる。
3. 契約②に加入後、克己さんが死亡し、その後、和子さんが死亡したときに、幸恵さんが受け取る死亡保険金は、和子さんが払い込んだ保険料と幸恵さんが払い込んだ保険料の割合に死亡保険金を按分し、和子さんが払い込んだ保険料部分が相続税の対象、幸恵さんが払い込んだ保険料部分が所得税（一時所得）の課税対象となる。
4. 克己さんから幸治さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により契約③に加入する場合、贈与の都度、克己さんと幸治さんのそれぞれが署名・捺印した贈与契約書を2部作成し、それぞれが保管する。

(問題25)

(設問C) 克己さんは、克己さん夫婦の死亡後において、障害のある幸造さんの財産管理に不安があるため、GA生命保険会社とGB信託銀行との業務提携により取り扱っている生命保険信託を利用することを検討している。生命保険契約の保険契約者・被保険者である克己さんを委託者、保険金受取人であり財産を残したい相手である幸造さんを受益者とする生命保険信託を利用する場合における次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 生命保険信託は、死亡保険金請求権を信託財産とするものであり、受託者であるGB信託銀行が死亡保険金受取人となって死亡保険金を受け取る。
2. 生命保険信託において、死亡保険金は受益権に置き換えられて受益者に交付されるものであるが、この受益権には死亡保険金の非課税金額の適用がない。
3. 財産の管理・処分については、克己さんとGB信託銀行との信託契約に基づいて決定する。
4. 生命保険信託の受益権は、原則として受益者固有の財産となるため、遺産分割協議の対象財産から外れ、遺留分の対象にもならない。

問7

株式会社LZ社（以下「LZ社」という）は、飲食店を事業の中心とする企業で近年の多店舗展開が功を奏し、業績を順調に伸ばしています。LZ社の代表取締役社長である宮本さん（以下「宮本社長」という）は、今後のさらなる事業の拡大に備えて優秀な人材を獲得するために人事制度、福利厚生制度の見直しを検討する必要があると考え、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種 : 飲食業

創業 : 平成14年8月20日

資本金 : 1,000万円

従業員数 : 正社員40名、パートタイマー・アルバイト350名

定年 : 65歳

福利厚生 : 退職金（一時金）制度、弔慰金・見舞金制度、財形保険、中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

<資料>

従業員退職金規程

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー・アルバイトなど就業形態が特殊なものについては対象外とする。

第2条（退職金の支給要件）

1. 退職金は満3年以上勤務した社員が次の各号の一つに該当する事由により退職した場合に支給する。
 - ① 定年により退職したとき
 - ② 在職中死亡したとき
 - ③ 会社の都合により退職したとき
 - ④ 自己の都合により退職したとき
2. この規程において会社都合退職とは第1項1号から3号までをいう。

第3条（基本退職金の計算）

1. 基本退職金は退職時点における本人の持ち点に1点当たりの単価を乗じて算出する。
2. 前項の1点当たりの単価は10,000円とする。ただし、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定する場合がある。

第4条（基本退職金の加減率）

基本退職金の退職事由別加減率は次のとおりとする。

1. 会社都合による退職の場合は基本退職金満額を支給する。
2. 自己都合による退職の場合は別表1に定める率を適用する。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払の時期および方法）

退職金は、退職の日から30日以内に支給対象者の指定する金融機関口座への振込みにより支払う。中小企業退職金共済制度から支払われる金額がある場合は、退職金支給額から中小企業退職金共済制度からの支給額を差し引いた金額を振込みにより支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

第9条（退職金の不支給）

次の各号の一つに該当するものには、退職金を支給しない。

- ① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
- ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

第10条（持ち点の付与）

1. 会社は毎年4月1日に直前の計算期間の勤続ポイントおよび資格ポイントを社員に付与し、その時点の持ち点に加算する。退職時点における本人の持ち点とは、持ち点に、持ち点加算時点から退職時点までの勤続期間に応じた勤続ポイントおよび資格ポイントを付与したものである。
2. 勤続ポイントは別表2に定める。
3. 資格ポイントは別表3に定める。

第11条（付与点の計算期間）

1. 付与点の計算期間は4月から翌年の3月までの期間とする。
2. 一計算期間の中で勤続1年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。計算期間中途における退職および資格変更のときも同様とする。
3. 前項の場合、1ヵ月に満たない期間は切り捨てる。
4. 休職期間については勤続期間としない。また、育児・介護休業期間も勤続期間としない。
5. 毎年の付与すべき点数に端数が出た場合は、勤続ポイントおよび資格ポイント合計の小数点以下を切り上げる。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

[別表1 基本退職金自己都合支給率表]

勤続年数	支給率
3年未満	0%
3年以上5年未満	30%
5年以上10年未満	50%
10年以上20年未満	80%
20年以上	100%

[別表2 勤続ポイント表]

勤続年数	付与点	勤続年数	付与点
1	0	13	18
2	6	14	18
3	6	15	18
4	12	16	18
5	12	17	18
6	12	18	18
7	12	19	18
8	12	20	24
9	12	21	24
10	18	22	24
11	18	23	24
12	18	24	24

[別表3 資格ポイント表]

資格	付与点
副店長	6
店長	12
部長	18

(問題26)

(設問A) L Z社の従業員である目黒さん(34歳)は、平成29年10月8日に帰省中の交通事故により死亡した。下記<条件>に基づき計算した目黒さんの退職金の額として、正しいものはどれか。

<条件>

入社日等：平成13年4月1日にアルバイトとして登用
 平成15年4月1日に正社員へ登用
 資格：平成19年4月1日から平成25年3月31日まで副店長
 平成25年4月1日から死亡時まで店長
 その他：退職金規程第3条第2項に定める単価の額は変わらないものとする。
 退職金規程第6条に定める「債務」、第9条に定める「退職金の不支給」、第11条に定める「休職期間」「育児・介護休業期間」に該当する事由はないものとする。

1. 183万円
2. 218万円
3. 273万円
4. 309万円

(問題27)

(設問B) L Z社は退職金の支給原資として中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という)へ加入している。(問題26)の目黒さんの中退共の加入内容等が下記のとおりである場合、中退共から支給される退職金の額として、正しいものはどれか。なお、今回の支給には付加退職金が加算されないものとする。

＜目黒さんの加入内容＞

加入：平成19年10月1日

掛金：加入時 月額5,000円

平成25年10月1日から 月額10,000円に増額

※平成29年9月まで掛金納付済み

＜中退共に関する事項＞

- ・ 中退共から支給される退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受け取る退職金となる。
- ・ 基本退職金は、掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%として設計し定められた金額となっている。
- ・ 付加退職金は、運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額である。

[掛金月額1,000円当たりの退職金支給額]

掛金納付月数	金額
48	48,170円
60	60,820円
72	73,710円
84	86,760円
96	99,950円
108	113,230円
120	126,560円

1. 481,700円
2. 873,650円
3. 897,050円
4. 1,265,600円

(問題28)

(設問C) CFP[®]認定者は、退職金の支給原資を準備する方法として終身ガン保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、LZ社が終身ガン保険に加入した場合、保険料支払時のLZ社の経理処理として、正しいものはどれか。

<条件>

保険種類 : 終身ガン保険 (解約返戻金あり)
 契約日 : 平成30年1月1日
 保険契約者・死亡保険金受取人・入院給付金受取人 : LZ社
 被保険者 : 従業員 (30歳男性)
 入院給付金 (日額) : 10,000円
 年払い保険料 : 82,000円
 保険期間 : 終身
 保険料払込期間 : 60歳払込満了

[参考] 平成24年4月27日 法人が支払う「ガン保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて (法令解釈通達・抜粋)

1. 終身払込みの場合

加入時の年齢から105歳までの期間を計算上の保険期間 (以下「保険期間」という) とし、当該保険期間開始の時から当該保険期間の50%に相当する期間 (以下「前払い期間」という) を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち2分の1に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

(注) 前払い期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払い期間とする。

2. 有期払込みの場合

保険期間のうち、前払い期間を経過するまでの期間にあっては、次に定める処理を行う。

※保険料払込期間が終了するまでの期間

次の算式により計算した金額 (以下「当期分保険料」という) を算出し、各年の支払保険料の額のうち、当期分保険料の2分の1に相当する金額と当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

[算式]

$$\text{支払保険料 (年額)} \times \frac{\text{保険料払込期間}}{\text{保険期間}} = \text{当期分保険料 (年額)}$$

1.	借方		貸方	
	支払保険料	32,800円	現金・預金	82,000円
	前払保険料	49,200円		
2.	借方		貸方	
	支払保険料	20,500円	現金・預金	82,000円
	前払保険料	61,500円		
3.	借方		貸方	
	支払保険料	41,000円	現金・預金	82,000円
	前払保険料	41,000円		
4.	借方		貸方	
	支払保険料	16,400円	現金・預金	82,000円
	前払保険料	65,600円		

(問題29)

(設問D) 宮本社長は今回の制度見直しを機に、今後福利厚生制度を充実させていくことを従業員へ説明し、同時に将来へ向けた自助努力の大切さも伝え、具体的な自助努力の方法を人事担当者が説明する時間を設けた。個人型確定拠出年金と財形年金積立保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 老後に向けて十分な積立期間を確保するため、どちらの制度も新規に加入できる年齢の上限は60歳である。
2. 毎月の掛金や保険料は、どちらの制度も税制上の優遇措置として支払った金額に応じて所得税と住民税が軽減される。
3. 60歳以前にまとまったお金が必要になった場合、個人型確定拠出年金は原則として解約することはできないが、財形年金積立保険は解約可能である。
4. どちらの制度も、支給される年金は、雑所得として所得税の課税対象となる。

(問題30)

(設問E) 宮本社長は福利厚生制度をより充実させるため、総合福祉団体定期保険と団体定期保険（Bグループ保険）の導入を検討しており、CFP[®]認定者へ相談した。総合福祉団体定期保険と団体定期保険（Bグループ保険）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総合福祉団体定期保険のヒューマン・バリュー特約による特約死亡保険金は、保険会社から直接従業員の遺族へ支払われる。
2. 団体定期保険（Bグループ保険）を採用している企業であれば、どの企業でも、引き続き保険料を従業員が負担することで、退職後も継続加入することができる。
3. 総合福祉団体定期保険は、原則全員加入であるが、加入に同意しない者については、加入させることができない。
4. 団体定期保険（Bグループ保険）は1年更新のため、毎年加入する保険金額を所定の範囲内で見直すことができ、一度加入すれば更新時に保険金額を増額する場合、告知は不要である。

問 8

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 1)

(設問A) 保険料の算定に関する次の(ア)～(エ)の事例と、それぞれに最も関連が深い用語の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) K T 保険会社を取り扱う傷害保険は、想定以上に保険金支払いの増加が続いているため、来年度からこの保険の保険料を引き上げることとした。
- (イ) K B 保険会社は、サイバー攻撃のリスクに対応する保険を発売したが、契約者個別のリスクを適切に判断できなかったため、保険契約者ごとのリスクに対し、保険料が高すぎたり、低すぎたりする結果となった。
- (ウ) K J 保険会社は、新しい保険商品を開発しようとしたが過去の事例が少なく、事故の発生頻度を予想できず開発を断念した。
- (エ) 佐野さんは、所得補償保険の申込みの際し、保険金額を実際の所得よりも高く設定したいと希望したが、K C 保険会社の代理店から実際の所得に基づいた保険金額としなければならないと説明を受けた。

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1. 収支相等の原則	給付・反対給付 均等の原則	大数の法則	利得禁止の原則
2. 給付・反対給付 均等の原則	収支相等の原則	利得禁止の原則	大数の法則
3. 収支相等の原則	大数の法則	利得禁止の原則	給付・反対給付 均等の原則
4. 大数の法則	利得禁止の原則	収支相等の原則	給付・反対給付 均等の原則

(問題 3 2)

(設問B) ソルベンシー・マージン比率に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「ソルベンシー・マージン比率」が200%を超えている保険会社が破綻した事例はない。
2. 「ソルベンシー・マージン比率」の算出は、格付機関による「格付け」と同様に外部の第三者機関により行われる。
3. 「ソルベンシー・マージン比率」は、保険会社の収益性を判断する一つの指標であり、将来の成長性を示している。
4. 「ソルベンシー・マージン比率」が100%以上200%未満の場合、監督行政当局は保険会社の経営の健全性を確保するための合理的と認められる経営改善計画の提出および実行命令を発動する。

(問題 3 3)

(設問C) 保険業法が定める申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者（保険料負担者）は個人とし、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 自家用小型乗用車を被保険自動車とする保険期間1年の任意の自動車保険は、クーリングオフの対象となる。
2. 原動機付自転車を被保険自動車とする保険期間2年の自動車損害賠償責任保険は、クーリングオフの対象となる。
3. 事業用建物を保険の目的とする保険期間5年の普通火災保険は、クーリングオフの対象となる。
4. 専用住宅建物を保険の目的とする保険期間3年の住宅総合保険は、クーリングオフの対象となる。

問9

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) XW株式会社に勤務する長谷川さん(会社の健康保険の被保険者)は、疾病の治療のために入院し、完治して退院した。下記<条件>に基づき支払われる長谷川さんの医療費保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いは一切ないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[長谷川さんの医療費保険の契約内容]

- 入院時治療保険金(Ⅲ型) : 入院中の療養に係る診療報酬点数×3円
 支払限度額1入院につき120万円、1ヵ月につき20万円まで
 保険期間通算720万円限度
- 入院時室料差額保険金 : 差額ベッド代を負担した入院1日につき6,000円限度
 支払限度日数180日、保険期間通算1,095日限度
- 先進医療保険金 : 先進医療の技術料と同額
 支払限度額2,000万円、保険期間通算2,000万円限度

- ※保険期間は5年間(自動更新)である。
- ※本契約は、新規契約時より契約内容の変更はない。
- ※他の特約は付帯されていない。
- ※健康保険の高額療養費制度が適用された場合でも入院時治療保険金は減額されない。

[入院状況および長谷川さんが負担した費用の内容]

- ・入院日数は8日間であった。
- ・入院中の療養に係る診療報酬点数の合計は45,000点であった。
 (45,000点は入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係る診療報酬点数である。)
- ・入院期間中は個室を使用し、入院1日につき1万円の差額ベッド代を支払った。
- ・先進医療に要した技術料として25万円を入院治療費とは別に支払った。
- ・通院はしていない。

- ※入院の原因は責任開始期以後の保険期間中の発症であることを保険会社が認定済み。
- ※治療は自由診療ではなく公的医療保険制度の給付対象で、保険会社が認定済み。

<資料>

[医療費保険普通保険約款（抜粋）]

第1条 一省略一

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の①から③までのいずれにも該当する入院をした場合は、この約款に従い入院時治療保険金を被保険者に支払います。

- ① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としてのその身体障害の治療を目的とする入院
- ② 入院日数が1日以上入院
- ③ 公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院

（2）～（3）一省略一

第3条 一省略一

第4条（入院時治療保険金の支払）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の入院時治療保険金は、保険証券記載の型に応じて、次の算式によって算出した額とします。

型	入院時治療保険金の額
I型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×1円
II型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×2円
III型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×3円

（注）支払対象となる入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係る診療報酬点数をいいます。

以下 一省略一

[医療費保険 入院時室料差額保障特約（抜粋）]

第1条 一省略一

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の①および②のいずれにも該当する入院をし、その入院により室料差額を負担した場合は、この特約および普通約款に従い、入院時室料差額保険金を被保険者に支払います。

- ① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としてのその身体障害の治療を目的とする入院
- ② 入院日数が1日以上入院

（2）～（3）一省略一

第3条 一省略一

第4条（入院時室料差額保険金の支払）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の入院時室料差額保険金は、入院期間中の室料差額を負担した入院1日につき、その負担した室料差額の金額とします。ただし、入院時室料差額保険金限度日額を限度とします。

（2）（1）の入院期間とは、1回の入院につき、第2条（保険金を支払う場合）（1）の入院の日数が、保険証券記載の支払対象日数に達するまでの期間をいいます。

以下 一省略一

[医療費保険 先進医療費保障特約 (抜粋)]

第1条 一省略一

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が保険期間中に次の①および②のいずれにも該当する療養を受けた場合は、この特約および普通約款に従い、被保険者が受療した先進医療の技術料(注)と同額を、先進医療保険金として被保険者に支払います。

- ① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その身体障害を直接の原因とする療養
- ② 先進医療による療養

(注) 次のいずれかに該当する費用など、先進医療の技術料以外の費用を含みません。

- ア. 公的医療保険制度に係る法律に基づき給付の対象となる費用。なお、この費用には自己負担部分を含みます。
- イ. 先進医療以外の評価療養のための費用
- ウ. 選定療養のための費用
- エ. 食事療養のための費用
- オ. 生活療養のための費用

以下 一省略一

- 1. 343,000円
- 2. 388,000円
- 3. 433,000円
- 4. 465,000円

(問題35)

(設問B) 2つの住宅建物(同一敷地内でない)を所有する山田さんは、建物を保険の目的として、T A社とT B社の火災保険を契約している。過日、台風による強風で山田さんの建物が損害を受けた。山田さんに支払われる損害保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照し、費用保険金等については考慮しないものとする。

[山田さんの火災保険の契約内容]

保険会社	保険種類	保険の目的	保険価額	保険金額
T A社	住宅火災保険	建物Ⅰ	1,500万円	1,000万円 (自己負担額なし)
T B社	家庭総合保険	建物Ⅱ	1,800万円	1,600万円 (自己負担額5万円)

※他の特約は付帯されていない。

[損害状況]

保険会社	保険の目的	延床面積	損壊した床面積	損害額(修理費)
T A社	建物Ⅰ	100m ²	35m ²	300万円
T B社	建物Ⅱ	120m ²	18m ²	140万円

※損害額(修理費)はいずれも確定した金額である。

※事故災害に関連した他の支出および修理に伴って発生した残存物はない。

<資料1> T A社

[住宅火災保険普通保険約款(抜粋)]

第1章 保険金の支払

第1条(保険金を支払う場合)

1 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、損害保険金を支払います。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)

- 2 当社は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。

3～7 ー省略ー

第2条～第3条 ー省略ー

第4条（保険金の支払額）

- 1 当社が第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- 2 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

以下 ー省略ー

<資料2>TB社

[家庭総合保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 建物を保険の対象とした場合の補償条項

第1条 [保険の対象の範囲]

- (1) この補償条項における保険の対象は、保険証券に記載された建物とします。
- (2) ～ (4) ー省略ー

第2条 [保険の対象の評価]

- (1) この保険契約においては、保険契約締結の際、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、建物評価額として協定し、保険証券に記載するものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、本条（1）の建物評価額を限度として、任意に建物保険金額を定めることができます。
- (3) ～ (7) ー省略ー

第3条 [保険金を支払う場合と支払保険金の計算]

当社は、この章および第3章基本条項に従い、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当する場合に、その損害に対して、別表1の「当社が支払う保険金の計算」に規定する損害保険金を支払います。

以下 ー省略ー

[別表1]

項	事故の種類	当社が保険金を支払う場合	当社が支払う保険金の計算
(1)	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	<p><本表(1)から(6)の事故共通></p> <p>① 建物保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。</p> $\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額}$
(2)	風災、ひょう災、雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象に損害が発生した場合	<p>② 上記①に規定する損害の額は、次のア.に掲げる規定によって算出します。ただし、全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。</p> $\frac{\text{保険の対象である保険証券に記載された建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である保険証券に記載された建物の延床面積}}$ <p>ア. 焼失、流失または損壊の場合</p> <p>(ア) 全焼・全壊のとき</p> $\text{損害の額} = \text{建物評価額}$ <p>(イ) 全焼・全壊以外のとき</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \text{修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額}$ <p>以下 ー省略ー</p>
(3)~(6)	ー省略ー	ー省略ー	

1. 335万円
2. 385万円
3. 390万円
4. 435万円

(問題36)

(設問C) 池谷さんは、自身が所有する戸建専用住宅建物（延床面積125m²）を保険の目的として、地震保険を保険金額900万円（保険価額1,800万円）で契約（保険始期：平成29年4月1日）している。平成29年8月10日に発生した地震による火災で池谷さんの住宅建物の床面積が65m²焼失し、当該建物の主要構造部の損害の額が800万円であった場合、地震保険から池谷さんに支払われる地震保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<資料>

[地震保険普通保険約款（抜粋）]	
第1章 用語の定義条項	
第1条（用語の定義）	
この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満である損害をいいます。
第2章 補償条項	
第2条（保険金を支払う場合）	
(1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。	
(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。	
（注）一時的に居住不能となった場合を除きます。	

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】 一省略一

第3条～第4条 一省略一

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(保険金の支払額)

(1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

以下 一省略一

1. 45万円
2. 270万円
3. 540万円
4. 900万円

(問題37)

(設問D) 会社員の杉山さんがペットとして飼っている犬が足を骨折し、近くの動物病院に10日間入院し、その後通院による治療を受けた。下記<条件>に基づき、杉山さんが契約しているペット医療費用保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[杉山さんの契約内容]

保険種類 : ペット医療費用保険
 保険契約者・被保険者 : 杉山さん
 対象ペット : 杉山さんが飼っている犬1匹
 保険期間 : 1年間
 補償対象 : 治療費用(通院なし型)
 保険金支払割合 : 50%
 年間支払限度額 : 50万円
 ※他の特約は付帯されていない。

[治療等に要した金額]

診断費 : X線検査費用	9,000円
診察費 : 初診料	11,000円
手術費 : 手術費用	105,000円
入院費 : 10日間	36,000円
薬剤費 : 獣医師の処方による薬剤費用	5,000円
文書料 : 各種証明書類の作成費用	3,000円
その他 : ペットの移送費用	6,000円

※治療等に要した金額は確定済みで、治療に関連するその他の費用は発生していない。
 ※ペット医療費用保険普通保険約款第4条および第5条の「保険金をお支払いできない場合」に当たる事故には該当しない。
 ※契約時から本件事故までの間に保険金の支払いは一切ないものとする。

<資料>

〔ペット医療費用保険普通保険約款（抜粋）〕

第1条〔保険金をお支払いする場合〕

- (1) 当社は、対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合は、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この約款に従い治療費用保険金（注）をお支払いします。

（注）以下「保険金」といいます。

- (2) 本条（1）の損害には、手術を伴わない通院による治療を受けたことによって被った損害は含みません。

第2条〔対象ペットー補償の対象となる動物〕

この約款における対象ペットは、保険証券に記載された犬または猫をいいます。

第3条〔被保険者ー補償を受けられる方〕

- (1) この約款における被保険者は、本人および次の①または②に掲げる方とします。

- ① 本人の配偶者
- ② その他親族

- (2) ～（4）ー省略ー

第4条〔保険金をお支払いできない場合ーその1〕ー省略ー

第5条〔保険金をお支払いできない場合ーその2〕ー省略ー

第6条〔費用の範囲〕

- (1) 第1条〔保険金をお支払いする場合〕（1）の費用とは、次の①から④に掲げるものをいいます。

- ① 獣医師の行う診断（注1）に要する費用
- ② 獣医師による診察費（注2）、処置費および手術費
- ③ 動物病院の入院費
- ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

（注1） 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。

（注2） 初診費および再診費をいいます。

- (2) 本条（1）の費用には、次の①から⑯に掲げるものは含まれません。

- ① ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
- ② 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
- ③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用
- ④ 乳歯遺残、停留嚢丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りの処置費用
- ⑤ 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、疾病治療ではない手術に要する費用
- ⑥ 歯科治療費用および歯石除去費用

- ⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの
- ⑧ シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー
- ⑨ ノミおよびマダニの除去費用
- ⑩ 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑪ 往診費用、対診費用および夜間休日診療費用
- ⑫ ペットの移送費
- ⑬ マイクロチップの挿入費用
- ⑭ 安楽死のための費用
- ⑮ 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ⑯ 各種証明書類の作成費用および郵送費
- ⑰ 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用
- ⑱ 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用
- ⑲ 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用

第7条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害を被った場合には、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として、その損害を被った被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{治療費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額 (注1)}} \times \boxed{\text{保険金支払割合 (注2)}}$$

(注1) 被保険者が負担した費用の額をいいます。

(注2) 保険金支払割合として保険証券に記載された割合をいいます。

以下 一省略一

- 1. 83,000円
- 2. 84,500円
- 3. 86,000円
- 4. 87,500円

問10

戸建て住宅を平成15年7月に購入して居住している個人事業主の落合さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

落合さん（49歳）：個人事業主
 妻（46歳）：パート勤務
 長女（23歳）：会社員（両親と同居・同一生計、未婚）
 長男（20歳）：大学生（両親と別居・同一生計、未婚）
 二男（14歳）：中学生（両親と同居・同一生計、未婚）

[落合さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：住宅総合保険および地震保険
 保険契約者＝被保険者：落合さん
 保険期間：住宅総合保険 平成15年7月1日から30年間
 地震保険 平成15年7月1日から5年間（自動継続）
 保険の目的：鉄骨造陸屋根2階建て専用住宅1棟
 保険金額：住宅総合保険 3,000万円
 地震保険 1,500万円

<契約②>

保険種類：家庭総合保険（火災保険）
 保険契約者＝被保険者：落合さん
 保険期間：平成29年7月1日から1年間
 保険の目的：<契約①>の保険の目的である建物内収容家財一式
 保険金額：1,500万円

<契約③>

保険種類：自動車保険
 保険契約者＝記名被保険者：落合さん
 保険期間：平成29年5月20日から1年間
 被保険自動車：自家用小型乗用車・所有者は落合さん
 年齢条件：21歳未満不担保
 保険金額：対人賠償責任保険 無制限（1名につき）
 対物賠償責任保険 無制限（1事故につき）
 人身傷害補償保険 5,000万円（1名につき）
 一般車両保険 300万円

特約 : 運転者家族限定特約
他車運転危険担保特約 (自動付帯)
※他の特約は付帯されていない。
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社に契約している。

<契約④>

保険種類 : 所得補償保険
保険契約者＝被保険者 : 落合さん
保険期間 : 平成29年4月1日から1年間
保険金額 : 月額60万円 (就業不能期間1ヵ月についての金額)
免責日数 : 14日

(問題38)

(設問A) 落合さんが契約している<契約①>の住宅総合保険および地震保険と<契約②>の家庭総合保険(火災保険)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 台風のため折れた木の枝が飛んできて、落合さんの自宅の窓枠と窓ガラスが破損し30万円の損害が発生した場合、住宅総合保険の補償の対象となる。
2. 落雷により落合さんの自宅のテレビが壊れた場合、家庭総合保険の補償の対象となる。
3. 落合さんが家庭総合保険にも地震保険を付帯する場合、保険金額は450万円から750万円の範囲内で設定することになる。
4. 落合さんが家庭総合保険にも地震保険を付帯する際に時価30万円を超えるダイヤの指輪を補償の対象としたい場合、保険契約の際に明記すれば地震保険の補償の対象となる。

(問題39)

(設問B) 落合さんが契約している自動車保険および自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 落合さんが被保険自動車を運転中に、誤って他人の住宅の塀に衝突して破損させた場合、自賠責保険の補償の対象となる。
2. 落合さんの妻が被保険自動車を運転中に、誤って電柱に衝突して同乗していた二男がケガを負って入院した場合、自賠責保険の補償の対象とならない。
3. 落合さんの長女が友人の自動車(個人所有の自家用普通乗用車)を借りて運転中に、他人に接触してケガを負わせてしまった場合、他車運転危険担保特約の補償の対象となる。
4. 落合さんの長男が被保険自動車を運転中に、他人の自動車に追突されケガをして通院した場合、人身傷害補償保険の補償の対象とならない。

(問題40)

(設問C) 落合さんは、自宅で転倒して骨折したため平成29年6月1日から12日間入院し、その後、医師の治療を受けながら20日間自宅療養したが、その間、まったく働くことができなかった。落合さんが契約している所得補償保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、落合さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は90万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就労不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定することとする。

1. 24万円
2. 36万円
3. 54万円
4. 64万円

問 1 1

C F P[®]認定者は、建設業であるR Z株式会社（以下「R Z社」という）のリスクマネジメントと関連する各種損害保険について、アドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[R Z社の概要]	
事業内容	: 建設業、その他（建設業のほかにレストランおよび有料駐車場も経営し、本社ビルの一部を事務所・テナントとして貸し出している）
資本金	: 5,000万円
従業員	: 50名（うちパート・アルバイト20名）
所有建物	: 本社ビル（鉄筋コンクリート造7階建て 1,500m ² ） 2階～5階 事務所・テナントとして貸出 1階 レストランを経営 地下1階 有料駐車場を運営（管理人が常駐）
所有車両	: 10台 自家用普通乗用車2台、自家用小型貨物車8台

（問題 4 1）

（設問A）企業活動のリスクと対応する損害保険についてC F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. レストランの店舗が台風により損壊し休業を余儀なくされた場合、その間の営業利益や給与等の固定費の支出による損害に備えるため、店舗休業保険を検討した方がよい。
2. 建設工事請負契約により建設中の建物を引き渡すまでに発生した突発事故による建物の損害に備えるため、建設工事保険を検討した方がよい。
3. 海外出張中の従業員が病気やケガで現地で治療を受けたり、死亡した場合の備えとして、海外旅行保険を検討した方がよい。
4. 本社ビルの受配電設備や給排水設備が、地震により損壊した場合の損害に備えるため、機械保険（ビル付帯設備包括特約付）を検討した方がよい。

(問題 4 2)

(設問B) 自動車保険(フリート契約)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所有・使用する個々の車両に運転者の年齢条件を設定することはできない。
2. 所有・使用する車両10台を1つの保険証券で契約すると、フリート多数割引が適用される。
3. 所有・使用する個々の車両の事故歴により、それぞれの車両に保険料の割引や割増が適用される。
4. 全車両一括付保特約を付帯した場合、保険料に分割払いの割増は適用されない。

(問題 4 3)

(設問C) RZ社が契約を検討している労働災害総合保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは労働者災害補償保険のことである。

1. 労働災害総合保険(法定外補償条項)の保険金受取人はRZ社であり、RZ社は受け取った保険金の全額を被用者またはその遺族に支払わなければならない。
2. 通勤災害担保特約を付帯した労働災害総合保険では、政府労災保険から通勤災害の認定がなされない場合でも、被用者の申告により労働災害総合保険の保険金支払いの対象となる。
3. 政府労災保険に特別加入していないRZ社の役員が、頻繁に現場で指揮監督を行う場合は、労働災害総合保険の被用者の対象に含めることができる。
4. 労働災害総合保険(法定外補償条項)を契約していない場合は、労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)を単独で契約することができない。

(問題 4 4)

(設問D) RZ社が契約を検討している賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問のそれぞれの賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款と特別約款で構成されているものとし、その他の特約は付帯していないものとする。

1. 施設賠償責任保険では、RZ社の本社ビルの廊下の油汚れが原因で、来訪者が転倒してケガをした場合、法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償する。
2. 請負賠償責任保険では、RZ社が工事を請け負った建物の建設中に足場が崩れ、作業中の下請負人がケガをした場合、法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償する。
3. 自動車管理者賠償責任保険では、RZ社の有料駐車場において管理人が利用者から預かった自動車を移動中に破損させた場合、法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償する。
4. 生産物賠償責任保険では、RZ社のレストランで提供した飲食物が原因で顧客が食中毒を起こした場合、法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償する。

問 1 2

カメラ販売会社である株式会社QC社（以下「QC社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、QC社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類 : 積立普通傷害保険

保険契約者 : QC社

被保険者 : QC社の全従業員（40名）

保険金額（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

入院保険金額（日額） 6,000円

通院保険金額（日額） 2,000円

満期返戻金 105万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 一時払い保険料 107万円

積立特約保険料 104万円

平準積立保険料 102万円

死亡保険金受取人の指定 : 被保険者の法定相続人

保険期間 : 平成27年4月1日から5年間

[契約②]

保険種類 : 長期火災保険

保険契約者 : QC社

保険の目的 : QC社所有の社屋建物

保険金額 : 4,200万円

一時払い保険料 : 30万円

保険期間 : 平成29年10月1日から5年間

[契約③]

保険種類 : 自動車保険

保険契約者 : QC社

対象の車 : QC社の社有車（帳簿価額300万円）

保険金額 : 対人賠償責任保険 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険 無制限（1事故につき）

人身傷害補償保険 4,000万円（1名につき）

一般車両保険 380万円

保険期間 : 平成29年4月1日から1年間

(問題45)

(設問A) 平成29年度末(平成30年3月31日)におけるQC社の契約している積立普通傷害保険(40名分)の保険料に係る経理処理(税務処理)に関して、資産計上すべき「前払保険料(前払費用)」の金額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いはないものとする。

1. 40万円
2. 60万円
3. 80万円
4. 100万円

(問題46)

(設問B) QC社の契約している積立普通傷害保険(40名分)が満期を迎え、QC社が満期返戻金を受け取った際に、法人税の課税対象となる金額(課税所得に含まれる金額)として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いや満期時における契約者配当金はないものとする。

1. 80万円
2. 90万円
3. 100万円
4. 120万円

(問題47)

(設問C) QC社が契約している社屋建物を保険の目的とする長期火災保険について、平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)において損金算入可能な「損害保険料」の金額として、正しいものはどれか。

1. 30,000円
2. 60,000円
3. 150,000円
4. 300,000円

(問題48)

(設問D) Q C社の社有車が、平成29年9月に業務中に県道を走行している際に運転を誤ってガードレールに衝突し全損となり、車両保険金として380万円を受け取った。Q C社は、この保険金を使って1ヵ月後に新たな同型の自動車(代替資産)を330万円で取得した。Q C社が代替資産について圧縮限度額まで圧縮記帳を行う場合、廃車等のために支出した費用を20万円とすると、再取得車両の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。

1. 225万円
2. 275万円
3. 330万円
4. 380万円

問 1 3

個人および個人事業主等を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 9)

(設問A) 下記<資料>に記載されている [契約①] ～ [契約④] の傷害保険の保険金受取時の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[契約①]

保険種類 : 普通傷害保険
 保険契約者 (=保険料負担者) : 荒木さん
 被保険者 : 荒木さん
 死亡保険金受取人 : 指定なし

[契約②]

保険種類 : 普通傷害保険
 保険契約者 (=保険料負担者) : 若杉さん
 被保険者 : 若杉さんの配偶者
 死亡保険金受取人 : 若杉さんの長女

[契約③]

保険種類 : 普通傷害保険
 保険契約者 (=保険料負担者) : 村瀬さん
 被保険者 : 村瀬さんの長男
 死亡保険金受取人 : 村瀬さん

[契約④]

保険種類 : 普通傷害保険
 保険契約者 (=保険料負担者) : G B株式会社 (明石さんの勤務先)
 被保険者 : 明石さん
 死亡保険金受取人 : 明石さんの法定相続人

1. 荒木さんが事故により死亡し、[契約①]の死亡保険金を荒木さんの相続人である長男が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。
2. 若杉さんの配偶者が事故により死亡し、[契約②]の死亡保険金を若杉さんの配偶者の相続人である長女が受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 村瀬さんの長男が事故により死亡し、[契約③]の死亡保険金を村瀬さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. GB社の従業員である明石さんが事故により死亡し、[契約④]の死亡保険金を明石さんの相続人である配偶者が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。

(問題50)

(設問B) クリーニング店を営む個人事業主の五十嵐さんは、下記<資料>の積立普通傷害保険を契約し、平成29年8月に満期返戻金と契約者配当金を受け取った。また、五十嵐さんは商店街の福引に当たり平成29年12月に20万円の当選金を受け取った。平成29年分の一時所得のうち総所得金額に算入される金額として、正しいものはどれか。なお、支払った保険料のうち掛捨て部分相当額は事業所得の必要経費に算入されるものとし、他に一時所得はなく、福引に係る費用はないものとする。

<資料>

保険種類	: 積立普通傷害保険
保険契約者＝保険料負担者	: 五十嵐さん
被保険者	: 五十嵐さんの店で働く従業員9名
補償内容	: 死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金
保険期間	: 平成19年8月1日から平成29年8月1日
一時払い保険料	: 900万円
積立特約保険料	: 890万円
平準積立保険料	: 888万円
満期返戻金	: 923万円
契約者配当金	: 3万円

1. 3万円
2. 4万円
3. 6万円
4. 8万円